

紀美野町第4回定例会会議録

平成29年11月30日（木曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成29年11月30日（木）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について)
- 第 5 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について)
- 第 6 議案第74号 紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 7 議案第75号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第76号 過疎地活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第77号 紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第78号 紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第79号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について
- 第12 議案第80号 指定管理者の指定について  
(紀美野町山の家おいし)
- 第13 議案第81号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第14 議案第82号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第15 議案第83号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第84号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第85号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第86号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第87号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第56号 平成28年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第57号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第58号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第59号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第60号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第61号 平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 議案第62号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 議案第63号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 議案第64号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 議案第65号 平成28年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	小 椋 孝 一 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	美 野 勝 男 君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君

税 務 課 長 中 谷 昌 弘 君  
保 健 福 祉 課 長 湯 上 ひ と み 君  
産 業 課 長 米 田 和 弘 君  
建 設 課 長 井 村 本 彦 君  
教 育 次 長 湯 上 章 夫 君  
会 計 管 理 者 北 山 仁 君  
水 道 課 長 山 本 訓 永 君  
ま ち づ くり 課 長 西 岡 靖 倫 君  
美 里 支 所 長 山 口 典 子 君  
代 表 監 査 委 員 向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君  
次 長 井 戸 向 朋 紀 君

## 開 会

○議長（美野勝男君） 皆様、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、北道勝彦君、8番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

（議会運営委員長 伊都堅仁君 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁君） 去る11月24日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月21日までの22日間とし、再開日は12日、13日、15日及び21日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は12月6日午後3時までといたします。

続きまして、総務文教常任委員会を12月5日午前9時30分から、また産業建設常任委員会を12月6日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

続いて、議会活性化特別委員会を12月12日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集特別委員会を12月12日、議会活性化特別委員会終了後、開催した

いと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合がありますので、よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月21日までの22日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長(美野勝男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、例月出納検査結果に関する報告及び教育委員会より平成28年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されております。お手元に配付のとおりでありますので、御了承願ひします。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、朝晩の冷え込みは秋の深まりを感じるころとなってまいりましたが、10月下旬には季節外れの台風が2つ襲来し、10月22日の夜に接近した台風21号による大雨の影響で、町内でも大きな被害が出たところであります。被害を受けられた皆様には、

心からお見舞いを申し上げます。現在も避難指示のもと、避難所での生活を余儀なくされている方々もいらっしゃいます。一日も早くふだんの生活に戻れますよう、県と協議をしながら対応しているところであります。

さて、500ミリを超える大雨がもたらした災害について申し上げますと、町内全域に避難勧告を発表し、避難者の総数は166名に上りました。町内の道路は、国道370号鎌滝地区の道路決壊を初め、のり面等の崩落が発生し、一時通行止めとなる道路が数カ所で発生をしました。また、河川の増水等によりまして、家屋の床上、床下が浸水するなど被害も出ました。

また、小川地域では地すべりが確認されたため、土砂災害の危険があるとの判断で、対象の住民に避難指示を発令しました。特に梅本地区では、国土交通省の技術者による現地調査の結果、土石流が発生していたとのことであります。

また、長く降り続いた雨により、河川の濁りはこれまでにない濁りとなり、水道水が供給できなくなり、断水という事態となりました。町民の皆様には多大な御不便と御迷惑をおかけし、大変申しわけない気持ちであります。今後、このようなことのないよう、徹底した対策をとっていきたいと考えております。

自然災害は避けることはできませんが、この大雨がもたらした数々の事案を検証し、また教訓にし、災害が起こった際にも住民の方々の不安を最小限にとどめ、安心して暮らせるよう努めてまいる覚悟でありますので、御理解と御協力をお願いする次第でございます。

さて、11月3日から5日の3日間、多くの町民の皆様の御参加と御協力をいただく中で、盛大に第12回紀美野町文化祭が行われ、芸能の部、展示の部、児童生徒の発表会など、日ごろの活動の成果を披露していただいたところです。

また、11日、12日の両日には、各国の皆様が紀美野町に集い、世界を結ぶ、人がつながる祭典、第9回世界民族祭 in 紀美野が行われました。これからも芸術に親しみ、楽しむまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

19日には、紀美野農林商工まつり・柿の市を開催し、町内外からお越しいただいた多くのお客様でにぎわいました。実行委員会の皆様方をはじめ、関係者の皆様、さらには議会議員各位のお力添えに対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、これからは農林商工業の発展に力を注いでまいる所存でございますので、さらなる御指導、御鞭撻のほどをお願いを申し上げます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第72号から議案第87号までの16件であります。

専決処分の承認を求める案件が2件、条例の制定についての案件が1件、条例の一部改正についての案件が4件、廃止する条例についての案件が1件、指定管理者の指定についての案件が1件、平成29年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が6件、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算に係る案件が1件であります。この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次に、過日、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会活性化特別委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） 皆さん、おはようございます。

29年度県外視察の報告をさせていただきます。去る10月26、27の両日、総務文教常任委員会県外事務調査を鹿児島県さつま町と霧島市において実施いたしました。さつま町は、鹿児島県の北西部に位置し、人口2万1,483人、面積303.9平方キロメートルのまちです。ここでは、1、買い物弱者対策について、2、特定健診について研修を受けました。

まず、さつま町の地域公共交通は、週3日、1日当たり4便運行のコミュニティバス、これは定時定路線型運行です、と週3日運行の3路線、中学生の通学に使用される週5日運行の3路線、1日当たり3便往復運行の乗合タクシー、デマンド型運行があり、ほかにも地域幹線系統の4バス路線があります。地域公共交通総合連携計画策定から6年が経過し、公共交通を取り巻く環境の変化に伴い、現在新たな公共交通体系を抜本的に見直す地域公共交通網形成計画を作成中で、新たな計画は定時定路線型のコミュニティバスではなく、ドア・ツー・ドアの運行を可能にするデマンド型のバス、乗合タクシーの運行を検討中とのことでした。

買い物弱者対策として、JA北さつまが運行する移動販売車笑味ちゃん号は、平成2



7年12月1日に運行が開始され、さつま町内では月、水、金の運行で、肉、魚などの生鮮品、食料品、日用品など約300品目を販売しており、停車する地域はJAの支所が廃止された35カ所程度とのことです。運行に至った経緯は、JAの支所Aコープが平成28年3月に廃止になったとのことで、これまで町内に広く点在していたAコープは、交通手段を持たない高齢者等にとって貴重な買い物施設でありました。移動販売車の運行は、廃止支所管内の利便性の確保と合わせて、増加する買い物困難地域の生活支援を目的として導入されました。これは、農協独自で運営しており、町はタッチしていません。また、JA北さつまは、移動金融店舗車も走らせ、町内12カ所で、なるべく笑味ちゃん号と同時間になるよう調整し、利用者の利便性を図っています。

次に、特定健康診査の取り組みについて研修を受けました。

さつま町では、特定健康診査の受診率をまち独自で70%を目標とし、平成24年からずっと70%以上をキープしています。受診率向上の取り組みについては、①20地区133集落あるんですが、そこにおける特定健診受診勧奨活動を実施し、年度末受診率70%達成地区に対して、受診勧奨活動に対する報償金5万円を授与、昨年度はその20地区のうち19地区が達成したとのことです。②公民館長さん133人いるらしいんですが、その133人の公民館長さんと健康づくり推進委員の連携によって、受診券の配付や集落内の集会時や訪問による勧奨活動を推進しています。③受診勧奨は受診券配付時の4月と、集団健診脱漏前の8月と、個別健診受診期間終了前の10月の年3回にわたって実施しています。④健康さつまポイント事業の活用。まちが行う特定健診や健康教室、団体、個人の習慣的な健康づくりの実践などに取り組み、5つのポイントを集めて応募すると、抽せんですてきな健康商品がプレゼントされる仕組みです。町民は楽しみながら自分の健康は自分でつくるという高い意識が、受診率70%を維持しているのだと感じました。さらに、集団健診の町マイクロバスによる送迎など、まち全体が徹底した取り組みをしていました。

翌27日は霧島市において、介護保険ボランティアポイント制度について研修を受けました。

霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、人口12万6,047人で、面積603.18平方キロメートル、自然及び歴史的資産、観光資源が豊富な都市です。

まず、介護保険ボランティアポイント制度の目的について。1、介護保険サービス等を利用していない高齢者に対して、保険給付にかわる保険料納付のメリットを設ける。

2、元気高齢者のボランティア活動への参加を促進し、地域内の高齢者相互の助け合い活動や、世代間交流等、子育て支援ですが、等を活性化することにより、高齢者の生きがいがづくりや介護予防を図り、生き生きとした地域社会づくりを推進する。この介護保険ボランティアに参加できるのは、市内在住の65歳以上の方で、まずボランティア登録をして研修を受けてから、ボランティア受け入れ施設一覧により希望施設を決めた上で、担当者とは日程調整等を行います。活動の内容としては、介護保険施設等の場合は、レクリエーション等の参加支援、食事の配膳、下膳の補助、話し相手、施設内外の清掃など。児童関連施設等の場合は食事の配膳、下膳の補助、行事の手伝い、子育てサロンの支援など。受け入れ施設でのボランティア活動1時間につき手帳に100ポイントが付与される。これは1日上限200ポイントと決められています。ポイントを500ポイント以上ためると、年間で最大6,600円の介護保険料負担軽減の資金に交換できる仕組みとなっています。これは介護保険料の1割ということです。ボランティア研修受講者を対象に行ったアンケートによると、張り合いが出てきたという回答が54.55%、健康になったと思うが29.55%という結果が出ていました。平均寿命が延び、人生100年時代と言われる今、健康で生き生きと生活するために極めて大事な取り組みであり、我がまちにおいても取り入れられるボランティアポイント制度であると思われました。

以上です。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 産業建設常任委員長、南 昭和君。

(産業建設常任委員長 南 昭和君 登壇)

○産業建設常任委員長(南 昭和君) 改めまして、おはようございます。それでは、去る10月19、20日に行われました産業建設常任委員会県外所管事務調査について、委員長報告を行います。

19日には鳥取県日野郡日南町を訪れ、農林業研修制度及び空き校舎の利活用について調査を行いました。

まず、日南町について概要を申し上げますと、ここは中国山地のほぼ中央に位置し、広島県、岡山県、島根県の3県に隣接します。面積はおよそ341平方キロメートルで、我がまちのおよそ2.6倍、人口は約5,000人で、面積の9割を森林が占め、農林業が主な産業という典型的な中山間地域であり、全国の中でも過疎高齢化が進んでいる自治

体の1つです。

農林業を基幹産業としてきた中で、農林業従事者の高齢化と後継者不足という大きな問題に直面し、今後の農林業の担い手となる人材を育成、確保するため、新たに農業を始めたい方、林業での就職を志す方を全国から募集し、農林業研修生として受け入れる制度を平成21年度より行っております。

実施方法につきましては、一般財団法人エナジーにちなんに募集を含め、研修事業を委託しております。研修期間は1年以上から最長2年間とし、この間に農業研修生はトマト、白ネギ、ピーマン、ブロッコリーを中心とした農作物の栽培技術指導を受け、協力農家のハウスをお借りして自作研修も行います。そして、農業経営に関する基礎知識の習得を目指します。

また、林業研修生は専任指導員の指導のもと、機器の手入れに始まり、作業道の草刈り、下刈り、雪起こし作業、枝打ち、間伐、玉切り、機械操作、運搬、集材、測量、安全教育、資格取得、市場見学等を行います。2週間程度で町内事業所を巡回して実務研修を行っております。研修期間中の生活支援として、月額12万円の研修手当を支給したり、宿泊研修所や町営住宅や空き家紹介などの住宅のあっせんも行っております。最大70万円の空き家改修経費の支援も行っております。さらに各種保険制度も整備され、作業道具等の経費の支援や研修終了時には報償金として上限20万円を支給いたします。また、就農に関する支援策として、青年等就農計画の認定を条件といたしまして、農業用機械、施設整備に係る費用については、事業費上限額を1,200万円とし、そのうち3分の2を上限として助成いたしております。また、農地賃借料の全額を最長10年間助成しております。

制度を開始した平成21年度より本年度まで採用した農業研修生は31名で、就農された方は19名、採用した林業研修生は20名で、林業関係に就職された方は9名です。実に定住された方の比率は全体で54.9%に上ります。

私の見解を申しますと、想像以上の結果が出ているように思います。しかしながら、冬場の仕事をどうするか。若い人が少ない、空き家不足、農地の確保の難しさ、計画どおりに収入が伸びないなどの課題があり、今後これらの対策をしていかなければならないと言われておりました。我が紀美野町においては、担い手育成事業として最長6カ月の農業研修の支援を行っておりますが、これらの事例も踏まえた上での今後の担い手育成に向けた施策を考えなければならないと思います。

次に、空き校舎の利活用については、廃校となった町内9つの小学校を改修して、さきに述べた研修宿泊施設や太陽光発電施設、また定住促進住宅や事業所の事務所として貸し出しているとのことでした。ただ、こうした利活用は大いに賛同できるのですが、9校舎の改修に当たり、耐震補強工事が施されていないことに違和感を感じました。

20日には、島根県雲南市吉田町にある株式会社吉田ふるさと村で調査を行いました。吉田ふるさと村は、1985年4月、自分たちの村は自分たちで守るんだとの強い思いで誕生いたしました。基幹産業だったたたら製鉄と林業の衰退とともに、1955年に5,000人いた村の人口は半減、危機感を抱いた住民が一口5万円で出資し、立ち上げた会社でした。設立当時は議会内でも地域住民の中でも反対の意見が多かったそうです。当初は従業員は6名、中核事業は地場農産物の加工、販売だが、目をつけたのが水道工事業でした。村内に水道工事の専門業者がおらず、水道管が破裂や故障をすれば、村外の業者に修理を依頼せざるを得ず、長時間断水が続くこともありました。このため出資者でもある村内の建設業者から工事ノウハウを学び、資格も取得して、生活に不可欠なインフラ事業を手がけたことで、経営基盤は安定したとのことでした。

加工農産物の販路確立もユニークで、ネットを駆使することはもちろんのこと、主力商品のきねつき餅は、村出身者のつてを頼りに、あなたが小さいころに食べた餅を売りたいと県外を尋ね歩き、地縁による販売網を確立しました。人口流出を逆手にとった戦略で売り上げを伸ばしていきました。これまでに開発した商品は60以上で、中でも2002年に販売しました、たまごかけごはん専用しょうゆ、おたまはんがヒットし、全国的なブームの火つけ役となりました。ことしで13回目を迎える日本たまごかけごはんシンポジウムというイベントは、毎年1,200名の方が全国から訪れ、にぎわうそうです。また、地元から農産物を調達するだけでなく、直接農業にも参入しております。2009年からは旅行事業もスタートし、日本古来の製鉄技術、たたら製鉄を伝える史跡をめぐるバスツアーを企画するなど、住民がこれまで目を向けてこなかった地域資源に光を当てる試みも始まっております。現在、年間の売上は約4億円と、経営は決して楽ではないとおっしゃってましたが、わずか6人だった従業員も今ではパートを含めて70人だそうです。Iターンでここで働く若者も出てきて、地域にとって大きな雇用の受け皿となっております。

私は、常々議会においても、地域の活性化は就労、雇用問題に尽きるのではないかと発言してきましたが、今回の調査における事例は、我がまちの将来を考えた場合に大い

にヒントになるのではないのでしょうか。何もなかった地域が、外部の力に頼らず起業し、それこそが地域課題の解決につながっていくのではないのでしょうか。近年、注目を集めるソーシャルビジネスが、人口減少に悩む我がまちには必要不可欠であり、私はそれらのことにしっかりと予算をつけ、戦略的に取り組むことが今後大切になると思います。

以上をもちまして委員長報告を終わらせていただきます。

(産業建設常任委員長 南 昭和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 議会活性化特別委員長、美濃良和君。

(議会活性化特別委員長 美濃良和君 登壇)

○議会活性化特別委員長（美濃良和君） おはようございます。それでは、私のほうから鳥取県日南町、鹿児島県さつま町及び霧島市の視察について報告をさせていただきます。

先ほどから各常任委員長さんが報告されましたので、それぞれの自治体についての説明は割愛させていただきます。

まず、鳥取県日南町でございますけれども、現在、4,700人のまちでございます。ここで議員定数は28年に改選されまして、現在16人から12人になっております。平成23年から議会の改革が始まりました。議会全体を改革するというので、最初にやられたのは議員全員に公用のパソコン、タブレットですね、それを貸与するという、そういうことと、議員の報酬の見直しをしたということでありまして。他の議会では余りやってないと思いますが、委員会の活動の中で政策立案を行っております。ここで3件について条例をつくったそうであります。

1つは住宅リフォーム助成制度。2つ目は廃屋の解体、撤去条例でそれに補助金を出す制度。3つ目は、意欲ある農業者を支援する制度ということでありまして。このように議会が提案して条例をつくったという活動については評価できることではないかと思いますが、そういう3点のことが行われております。

また、一般質問は1人質問時間、これが答弁も含めてじゃなくて、要するに質問、議員1人の質問時間のみが40分で、答弁は時間の制限をしていません。そういうことで、質問1人当たり1時間10分から1時間30分ぐらい使うそうであります。それで、最後に1問だけ関連質問を他の議員から受け付けていると。長い話はしないけれども、一部を受け付けていると。これは議長の裁量でやってるそうでありますけれども、一般質問で関連質問を受け付けているというのは、これは他ではないことでもあります。また、

議会の基本条例は制定されております。

続きまして、鹿児島県さつま町でございますけれども、先ほど常任委員長が申されたように人口2万2,400人で、議員定数は16人であります。一般質問は答弁を含めまして60分以内とされています。さつま町議会の平成28年度の報告会で、一般の方々に対して報告会を持たれた上でございますが、参加された町民に配られた資料には、議会の役割等が書かれております。こういうものが配られているわけでございますけれども、その中で町民全員が1カ所に集まり相談するのが本来であるけれども、そんな場所も施設もないということから始まりまして、議会のそもそも論が書かれています。つまり、町民全員でまちのことを相談するなら、まちの議員は町民全体で相談するのが当たり前ですけれども、それができないですから議会がそれをかわってやるわけでございますことから、全町民の形に近いほど、この議員定数が必要だったり、また全町民の声を反映するという、そういう立場で議会運営をしなければならないというふうなことが書かれています。また、議会の仕組みの説明、当初予算の説明、また議会自体の予算について、また常任委員会の視察調査ですね、こういうところ、議会は何やってるのというふうによく思われるわけでございますけれども、この報告書を見ますと、それぞれ常任委員会が調査を行ってきた市町村及びその先進地の調査、そういうものが各委員会ごとに書かれております。これも町民の皆さん方にとって、議会の実態を知ってもらう意味から非常に必要であるというふうに思います。

それから、町民の方への報告会でございますけれども、議員が4班にわかれまして、5回ですね、夜に出ていってるそうであります。4班で5回ですから、20カ所に行くわけでございますけれども、夜7時から1時間半をかけてやっているそうであります。字の区長さんに頼んで集めていただくと。そして、報告の意見交換もされます。大体、意見交換の時間を長くとってるようでありますけれども。そして、そこで質問されたことについて、即答できなかった問題については、帰って担当課長と協議して、それをまとめまして、区長さんに報告をさせてもらうという、そういうやり方をとっているようであります。また、議場にはカメラがつけられていて、インターネットで発信しているそうであります。ライブのみで、録画したものは配信しないということでもあります。

これは民間のものも通して配信してますけれども、町のホームページでも配信している。大体500人が見てるそうで、アクセスは2,800人がアクセスしてきているということでもあります。また、役場のロビーにあるテレビに、その議会の様子を映し出すと

いうこともやっているようであります。本会議がそれで、委員会については職員のパソコンには委員会の中身が映ると、そういうふうな状況にしているようであります。

次に、霧島市ですけれども、人口が12万6,000人ですが、ここで議員定数は25人です。一般質問は質問のみ30分、そして答弁については時間の制限はなしということになっております。1回目は全項目を質問し、それに対する答えを聞いた後、2回目から1件ずつ進めていくという形式をとっています。また、報告会でございますけれども、報告会は議会報告会という名称から、議員と語る会に変更してやっているそうであります。ここでも意見交換に時間をかけるようにしてきて、そういうことから報告じゃなくて語る会になったそうであります。また、この出向いていくやり方は2種類だそうで、地域巡回の要するに語る会ですね、報告を考える語る会と、市内で事業活動やその他の活動を行う団体及び市民グループ等との間で、提出いただいたテーマに基づいて意見交換を行う、そういう公募型を、これを8月と2月に行っているようであります。参加の呼びかけについては、市報やホームページへの掲載、FMきりしまでの放送、自治会への文書発送で周知しているそうであります。

霧島市議会基本条例でございますけれども、行財政改革調査特別委員会というのが先にございまして、その中での話し合いや先進地の研修、調査などを重ねまして、平成19年に議会基本条例の制定のための議論を深めていくということが、行財政改革特別委員会で中間報告されまして、その次の20年に議会基本条例制定に向け特別委員会を設置したそうであります。そして、協議検討の末に平成21年に制定されています。よくあるところの反問権についての取り扱いでございますけれども、これについては議会のほうも、当局のほうも非常に慎重というんですか、考えてきたようでありますけれども、この霧島市においては、質問者の質問の意図とか趣旨、それを確認するという、そういうことに使われているようであります。このように我々もこれから議会活性化特別委員会が立ち上げられまして、そして基本条例の制定に向けて、やはり考えていかなければならないようになるんじゃないかと思いますが、その中で、議会と当局との関係についても、さらに勉強していかなければならない点があるかというふうに思います。

以上で、1市2町についての報告とさせていただきます。

(議会活性化特別委員長 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 次に、一般質問の通告は、12月6日、午後3時までに提出願います。なお、本定例会から一般質問の方式については、これまでの一括質問一括

答弁方式から、一問一答方式を採用します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について)

◎日程第5 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)

○議長(美野勝男君) 日程第4、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について)及び日程第5、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第72号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について)地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の2ページをごらんください。

専決処分書でございます。

平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月29日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、衆議院議員総選挙の事務執行及び中央公民館長任命に伴い所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次の3ページをお開きください。

平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

平成29年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)



第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,791万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月29日 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の8ページをお開きください。

まず、歳入から御説明申し上げます。

14款国庫支出金、3項1目総務費国庫委託金1,100万円の増額補正で、衆議院議員総選挙事務執行委託金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

9ページをお開きください。

2款総務費、4項4目衆議院議員総選挙費1,100万円の増額補正で、1節の報酬から18節の備品購入に至るまで、全ての財源は国庫支出金を充ててございます。

次の10ページをお開きください。

9款教育費、4項3目公民館費63万円の増額補正で、10月から翌年3月までの中央公民館長の報酬でございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金の25節積立金で63万円の減額をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第72号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について）地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の12ページをごらんください。

専決処分書でございます。

平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月23日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。台風第21号による被害対応及び避難所対応に伴い、所要の補正

を行う必要が生じたためでございます。

次の13ページをお開きください。

平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,791万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年10月23日 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の19ページをお開きください。

まず、歳入から説明を申し上げます。

21款町債、1項10目災害復旧債1,000万円の増額補正で、現年単独災害復旧事業債でございます。

続きまして歳出を説明させていただきます。

20ページをお開きください。

2款総務費、1項12目防災諸費277万4,000円の増額補正で、11節の需用費から14節使用料及び賃借料は避難所での生活に係る経費でございます。

18節防災用備品につきましては、災害に備え給水袋を追加備蓄するものでございます。

5款農林水産業費、2項2目林道維持費2,280万円の増額補正でございまして、測量設計委託料210万円は林道毛原勝谷線、工事請負費2,070万円につきましては、林道毛原勝谷線、生石線、真国野田原線に係る経費でございます。

6款商工費、1項2目観光費41万7,000円の増額補正でございます。これは、台風による山の家おいしのトイレの外壁の補修工事に係る経費でございます。

7款土木費、2項1目道路橋梁維持費1,876万円増額補正で、委託料310万円は町道長谷大藪国木原線、工事請負費1,566万円につきましては、町道長谷大藪国木原線、中津川名寄松線、梅本線、北峯線、上ヶ井線、上ノ城線、ササミ谷線等に係る

経費でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費1,007万円の増額補正で委託料800万円は中田大谷線、工事請負費207万円につきましては町道動木志賀野線、八十子線、堂の前東陰地線に係る経費でございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金費4,482万1,000円の減額補正で、積立金を減額するものでございます。

恐れ入りますが、16ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

変更したのにつきましては、災害復旧事業債の限度額を1,000万円増額し、1,270万円にしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前のものと同じでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第73号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第6 議案第74号 紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第74号、紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) それでは、議案書の22ページをお願いいたします。

議案第74号、紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するものでございます。

議案書の23ページをお願いいたします。

新旧対照表では1ページを御参照ください。

平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制と選任制の併用から、市町村長が議会の同意を得て任命することとなりました。また、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となり、農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものがございます。

第1条は、条例の趣旨を規定してございます。

第2条は、農業委員会の委員の定数の規定でございます。現在、選挙委員20人、選任委員6人の合計26人でございますが、国の基準を踏まえ、紀美野町農業委員会で検討を行い、現在の農業委員会委員の半分程度である14人と規定してございます。

第3条は、新設される農地利用最適化推進委員の定数の規定で、国の定数基準を踏まえ、紀美野町農業委員会におきまして、現在の農業委員の担当地区を検討し、定数を10人と規定してございます。

また、附則第1項では施行日について、従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員の任期満了の翌日から施行する、つまり現農業委員会の委員の任期満了の翌日の平成30年9月1日から施行するとしております。

附則第2項では、本条例の制定に伴い、紀美野町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止することとしてございます。

附則第3項は、紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、農地利用最適化推進委員の報酬を年額10万円とするものがございます。なお、農業委員会の会長、会長職務代理及び委員の報酬につきましては、現行のままの金額と変更ございません。

以上、議案第74号、紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第7 議案第75号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第75号、紀美野町特別会計条例の一部を

改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) それでは、議案書の24ページをお開きください。

議案第75号、紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別会計条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町野上簡易水道事業特別会計、野上簡易水道事業と同美里簡易水道事業特別会計、美里簡易水道事業の統合による名称の変更に伴い、紀美野町特別会計条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表では5ページから6ページをごらんください。

今回改正を行う趣旨でございますが、簡易水道事業におきましては野上簡易水道事業会計と美里簡易水道事業会計の2つの会計が存在してございます。紀美野町発足時には旧町の水道料金が異なっておりましたが、その後、水道使用料の改定が行われ、料金の統一もされてございます。これまで別事業として執行してまいりましたが、事業としては紀美野町簡易水道全体で捉えることが通常であり、事務の効率化の観点から1会計に統合するものでございます。

改正内容は、設置についての規定で、第1条の第3号を紀美野町簡易水道事業特別会計、紀美野簡易水道事業に改めるものでございます。

次に、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

また、第2条中、第5号を第4号に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成30年4月1日でございます。平成29年度の各簡易水道事業の収入及び支出並びに決算については、これまでどおりとの経過措置を設けるものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくお

願いいたします。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

◎日程第 8 議案第 7 6 号 過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第 7 7 号 紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 0 議案第 7 8 号 紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第 8、議案第 7 6 号、過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 7 7 号、紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 1 0、議案第 7 8 号、紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、私からは議案第 7 6 号から議案第 7 8 号について御説明をさせていただきます。

議案書の 2 6 ページをお開きください。

議案第 7 6 号、過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について。

過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。2 7 ページでございます。

過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を次の

ように改正する。

まず、題名を紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条を次のように改めるものでございます。固定資産税の特別措置、第1条、この条例は地方税法第6条第1項の規定により、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域である本町において、製造の事業、農林水産物等販売業、または旅館業（下宿業を除く）の用に供する特別償却設備、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう）を新設し、または増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り）かつ土地については（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る）に対して課する固定資産税について、新たに課税することとなった年度以降3年度分に限り、その課税を免除することができる。

次に、第2条につきましては、第2条中固定資産税の償却資産に関する申告期限を、毎年1月31日に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日第1条、この条例は平成30年1月1日から施行し、改正後の紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に、27ページから28ページにかけて経過措置でございます。

第2条、改正後の紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年4月1日以後に行う課税免除について適用し、同日前に行われた申請に係る課税免除については、なお従前の例によるものでございます。

今回の紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域である紀美野町において、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方税法の課税の免除に係る対象業種が、改正前は製造業、旅館業、情報通信技術利用事業でございましたが、改正後は情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販売業が追加されたものでございます。また、対象となる設備は、対象業種の用に供する家屋及

び附属設備、構築物並びに機械及び装置を新設または増設し及びその事業に係る家屋の敷地にある土地に対して、紀美野町が課税する固定資産税の課税の免除をすることに関して必要な事項を定めるものでございます。

なお、課税の免除につきましては、改正前と同様に、新たに課税することとなった年度以降3年度分及び対象資産の取得価格2,700万円を超える要件につきましては、改正後も同様の特別措置を講じるものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

議案第77号、紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、半島振興法の改正により、半島地域における地方税の不均一課税に伴う減収補填措置が拡充されたことに伴い、紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の改正を行うものでございます。

次の30ページをお開きください。

紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

題名を、紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条を次のように改めるものでございます。

第1条中、第63号を第63号以下「法という」に改め、紀美野町の区域（以下指定区域という）内において、製造の事業の用に供する設備を新設し、または増設したものについての固定資産税の課税の特例に関し定めるものとするを、本町において法第9条の2の規定により、認定された産業振興促進計画に定められた法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設または設備を新設し、または増設したものについて、この事業に係る機械及び装置またはその事業に係る建物もしくはその敷地である土地に対して、本町が課する固定資産税の不均一課税をすることに関し、必要な事項を定めるものとする



に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、固定資産税の不均一課税でございます。第2条、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令第1条第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価格の合計額が同号イまたはロに規定するものを新設し、または増設したものについて、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度分に限り、紀美野町税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるものとするに改めるものでございます。

30ページから31ページにかけましてでございます。

(1) 初年度分につきましては、100分の0.14、(2)の第2年度分につきましては100分の0.35、第3年度分につきましては100分の0.70とするものでございます。

次に、第3条を削り、第4条中前2条をこの条例に改め、同条を第3条とし、5条を第4条とするものでございます。

附則につきましては、施行期日第1条、この条例は平成30年1月1日から施行し、改正後の紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年10月1日から適用するものでございます。

経過措置といたしまして第2条、改正後の紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年10月1日以後に新設され、または増設された設備について適用し、同日前に新設され、または増設された設備については、なお従前の例によるものでございます。

今回の紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正につきましては、改正後の半島振興法に規定する半島振興対策実施地域に指定された紀美野町において、産業振興促進計画を策定したことにより、改正後の半島振興法に掲げる事業が拡充され、改正前は製造業、旅館業でございましたが、改正後は新たに情報サービス業等及び農林水産物等販売業が追加されたものでございます。また、対象と

なる設備につきましては、対象業種に要する家屋及び附帯設備、構築物並びに機械及び装置を新設または増設し及びその事業に係る家屋の敷地である土地に対して紀美野町が課税する固定資産税の不均一課税をすることに対して、必要な事項を定めるものでございます。なお、不均一課税につきましては、改正前と同様に、新たに課税することとなった年度以降3年度分、紀美野町税条例の規定にかかわらず、初年度は10分の1に、第2年度は4分の1に、第3年度分は2分の1に、また対象資産の取得価格につきましては、製造業及び旅館業につきましては、法人にあっては資本金の額が1,000万円以下の法人にあっては500万円以上、資本金の額が1,000万円を超え5,000万円以下であれば1,000万円以上、資本金の額が5,000万円を超える場合には2,000万円以上の取得価格また情報サービス業等及び農林水産物等販売業につきましては、資本金の要件がなく、500万円以上の取得価格が対象となってございます。ただし、個人事業者につきましては、取得価格が500万円以上でありましたら、全ての対象業種について不均一課税に伴う特別措置の適用を講じるところでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

議案第78号、紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の改正を行うものでございます。

次に、33ページをお開きください。

紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を、紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条を次のように改めるものでございます。第1条中、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に、第7条第1項に規定する同意基本計画を第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に。集積区域である本町（以下同意集積区域）を促進区域である本町（以下同意促進区域）に。第15条第2項に規定する承認企業立地計画を第13条第4項による承認を得た地域経済牽引事業計画、当該同意集積区域に係る同意基本計画で指定された集積業種（以下指定集積業種という）に属する事業を行う地域経済牽引事業に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令に。第3条を第2条に、同意集積区域内を同意促進区域内に改め、指定集積業種であって、省令第4条で定めるものに属する事業を行うものに限る（以下同じ）を削るものでございます。

第2条につきましては、第2条中、法第5条第5項の規定による同意の日（以下同意日という）から起算して5年以内を同意基本計画の計画期間内に改め、同意日を平成29年7月31日に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日第1条、この条例は平成30年1月1日から施行し、改正後の紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年7月31日から適用するものでございます。

また、34ページにかけまして、経過措置でございます。第2条、改正後の紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成29年7月31日以後に行う課税免除について適用し、同日前に行われた申請に係る課税免除については、なお従前の例によるものでございます。

今回の紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例につきましては、地域未来投資促進法と言われるものでございます。この地域未来投資促進法に基づき、県及び市町村が連携し

て和歌山県基本計画を策定し、国の承認を受けたことにより、促進区域である紀美野町において企業が工場等の新設及び増設を行う際には、和歌山県基本計画に定められた地域経済牽引事業等一定の要件を満たした場合には、地方税法の規定により固定資産税の課税の免除を受けることができるものでございます。

地域経済牽引事業につきましては、市場成長性や本県が有する高い潜在能力の活用可能性を考慮した分野並びに本件の強みである観光を加えた分野で、機械器具等製造、医療、福祉等を含むロボット加工及び組み立て、航空宇宙等化学工業、情報通信、エネルギー環境、農林水産並びに観光分野でございます。なお、和歌山県基本計画に基づき新設された家屋もしくは構築物またはこれらの資源、土地に対して、取得価格が1億円以上、ただし農林漁業関連業種につきましては5,000万円以上であれば、固定資産税の課税の免除の適用を受けることができるものでございます。ただし、この適用を受けようとする場合には、企業が地域経済牽引事業計画を策定し、県に提出をし承認を受けることが要件となっております。

なお、新旧対照表につきましては、7ページから13ページまででございます。順次御確認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただけますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

◎日程第11 議案第79号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第79号、紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について議題とします。

説明を願います。教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長(湯上章夫君) それでは、私のほうから議案第79号につきまして御説明させていただきます。

35ページのほうをごらんください。

議案第79号、紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について。

紀美野町セミナーハウス未来塾条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町セミナーハウス未来塾の施設廃止に伴い、紀美野町セミナーハウス未来塾条例の廃止を行うものでございます。

36ページのほうをごらんください。

紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例。紀美野町セミナーハウス未来塾条例は廃止する。附則といたしまして、施行期日でございます。これは平成30年4月1日から施行したいと考えます。

2つ目といたしまして、紀美野町星の動物園条例の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を削り第6号を第5号とするものでございます。中身につきましては、新旧対照表の14ページでございます。

以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

◎日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長(美野勝男君) 日程第12、議案第80号、指定管理者の指定について。紀美野町山の家おいしについて議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第80号、指定管理者の指定について。

紀美野町山の家おいしの指定管理者について下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は紀美野町中田899番地29、名称は紀美野町山の家おいしでございます。

2、指定管理者に指定する団体の所在地は紀美野町野中245番地で、名称は特定非営利活動法人、生石山の草原保存会、代表者は理事長、西浦史雄でございます。

3、指定する期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日でございます。

紀美野町山の家おいしの指定管理の委託期間が平成30年3月31日となっているた

め、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成29年10月2日から11月1日まで公募を行った結果、1団体の応募があったものでございます。効果的かつ効率的に管理を行っていただける団体であるかどうか、平成29年11月8日に選定委員会の皆様方に御審議をいただき、指定管理者の候補者として認められたところでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。

再開は10時45分からとします。

休 憩

(午前10時31分)

---

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎日程第13 議案第81号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第81号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の38ページをお開きください。

議案第81号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)。

平成29年度紀美野町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,019万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,811万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

45ページをお開きください。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金86万円の増額補正で、農地災害復旧事業分担金でございます。

14款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金3,335万円の増額補正で、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

2項4目土木費国庫補助金1,968万8,000円の増額補正で、町営住宅新神原団地に係る社会資本整備総合交付金でございます。

15款県支出金、2項8目教育費県補助金40万4,000円の増額補正で、緑育推進元気な森の子事業費の補助金でございます。

9目災害復旧費県補助金430万円の増額補正で、現年農地農業用施設災害復旧事業費の補助金でございます。

18款繰入金、1項6目ふるさとまちづくり応援基金繰入金14万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、教育振興費の財源とするものでございます。

46ページをごらんください。

20款諸収入、4項1目雑入24万8,000円の増額補正で、中山間直接支払交付金事業の過年度の返還金でございます。

21款町債、1項10目災害復旧債3,120万円の増額補正で、現年補助災害復旧事業債が1,950万円、現年単独災害復旧事業債が1,170万円でございます。

次のページ、47ページをお開きください。

歳出でございます。

2款1項1目一般管理費360万円の増額補正でございまして、臨時雇用の社会保険、厚生年金保険の掛金でございます。

5目企画費、54万6,000円の増額補正、時間外勤務手当でございます。

7目支所及び出張所4万4,000円の増額補正、これも臨時雇用の賃金の補正でござ

ございます。

1 2 目防災諸費 6 1 万円の増額補正でございます。これにつきましては県防災ヘリコプター運航連絡協議会の負担金 1 4 万 3, 0 0 0 円、それから道路改修に伴う移設のため消火栓設置負担金 4 7 万 6, 0 0 0 円を計上してございます。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 9 万 5, 0 0 0 円の増額補正、時間外勤務手当でございます。

3 款民生費、1 項 9 目総合福祉センター管理運営費 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額補正、臨時雇用の賃金でございます。

1 1 目国民健康保険事業費 3, 0 0 0 円の増額補正で、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

4 8 ページをごらんください。

1 2 目介護保険事業費 5 3 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

3 款 2 項 6 目学童保育費 2 0 万円の増額補正、臨時雇用の賃金でございます。

4 款衛生費、1 項 1 目環境衛生費 1 1 万 9, 0 0 0 円の増額補正でございます。美里簡易水道事業特別会計への繰出金 3 3 万 3, 0 0 0 円の減額。野上簡易水道事業特別会計への繰出金 4 5 万 2, 0 0 0 円の増額によるものでございます。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正で臨時雇用の賃金でございます。

3 目農業振興費 3 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、中山間直接支払制度支援システムデータ更新委託料 1 9 万 1, 0 0 0 円と過年度返還金 1 8 万 6, 0 0 0 円でございます。

続きまして、4 9 ページをごらんください。

7 款土木費、2 項 1 目道路橋梁維持費 1, 0 2 0 万円の増額補正で、台風被害による町道補修及び舗装生活関連工事の増額によるものでございます。

3 項 1 目住宅管理費 3, 6 8 4 万 9, 0 0 0 円の増額補正で、町営住宅新神原団地新築工事設計業務委託料として 2, 1 8 4 万 9, 0 0 0 円。造成工事費として 1, 5 0 0 万円でございます。

9 款教育費、1 項 3 目教育諸費 4 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、緑育推進元気な森の子事業に係るものでございます。

9 款 2 項小学校費、1 目学校管理費 9 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、校務員の賃金



3万7,000円と野上小学校のトイレ等改修工事として94万円を計上してごさいます。

9款3項中学校費、1目学校管理費3万円の増額補正で、校務員の賃金でございませう。

2目教育振興費14万5,000円の増額補正で、野上中学校創立60周年式典の記念事業に係るものでございませう。

9款4項9目文化センター管理運営費14万5,000円の増額補正で、カラオケ用のモニター、それと調整室のモニタースピーカーを購入するものでございませう。

51ページにわたりまして10款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費6,075万円の増額補正でございませう。工事箇所等の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございませう。

2目河川災害復旧費100万円の増額補正でございませう。これにつきましては、坂本川の災害復旧に要する経費でございませう。

10款2項1目農地農業用施設災害復旧費860万円の増額補正でございませう。工事箇所等の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございませう。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金3,734万4,000円の減額補正でございませう。

13款予備費、1項1目予備費で200万円の増額補正を計上させていただきました。と申しますのも消防団の退団者の退職報償金、真夏時の長谷毛原出張所、診療所の空調修繕、台風21号による災害見舞金など、予見しがたい歳出予算の不足に充てましたので、現在の予算残額が97万3,000円となっているためでございませう。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、41ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正でございませう。

紀美野町山の家おいしの指定管理委託料でございませう。期間は平成30年度から32年度までの3年度間とし、限度額につきましてはそれぞれ246万9,000円としております。

次の42ページをごらんください。

第3表地方債補正でございませう。

災害復旧事業債の現年補助災害復旧事業の限度額を1,950万円に、現年単独災害復旧事業の限度額を2,440万円に変更するものでございませう。なお、補正後の起債

の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上、議案第81号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

◎日程第14 議案第82号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男君） 日程第14、議案第82号、平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 議案書の52ページをごらんください。

議案第82号、平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,674万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

57ページをごらんください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金1万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、都道府県化に伴うシステムの改修事業費補助金交付決定額の変更に伴う増額補正でございます。

次に、9款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成28年度災害臨時特例補助金の精算に伴う過年度返還金として財源不足分を一般会計より繰り入れするものでございます。

次の58ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 万 2,000 円は財源内訳の変更に伴うもので、予算額の増減はございません。

次に、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、2 3 節償還金利子及び割引料 1 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、東北地震による被災者の転入に伴う国保加入者の一部負担金免除の特例措置の補助金のうち、対象者平成 28 年 10 月転出に伴い、当初の交付額 9 万 9,000 円と算定額 8 万 4,000 円の差額 1 万 5,000 円を過年度返還金として国に返還するものでございます。

以上、簡単ですが平成 29 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。御審議いただき原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第 15 議案第 83 号 平成 29 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 15、議案第 83 号、平成 29 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、議案書 60 ページをお開きください。

議案第 83 号、平成 29 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5 千 5 万 6 千 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7 千 5 百 9 万 1 千 4 万 6 千 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 30 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、議案書 65 ページをお開きください。

まず、歳入のほうでございます。

3 款 2 項 4 目介護保険事業費補助金の 46 万円の増額補正につきましては、システム

改修に対する補助金で、基準額92万円の2分の1でございます。

7款1項4目事務費繰入金の53万6,000円の増額補正につきましては、一般管理費分の2万4,000円と、システム改修に係る費用の国庫補助金の差額分51万2,000円によるものでございます。

9款2項4目雑入の256万円の増額補正につきましては、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る介護予防計画作成報酬でございます。

続きまして、66ページの歳出をごらんください。

1款1項1目一般管理費の355万6,000円の増額補正につきましては、臨時雇用の賃金改定に伴う差額2万4,000円と、介護報酬改定等制度改正に係るシステム改修及び介護予防支援等介護予防ケアマネジメント業務委託料256万円でございます。

2款1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費の900万円の減額及び6目居宅介護サービス計画給付費の316万5,000円の減額補正につきましては、本年4月から9月までの給付費が当初予算より低い推計になったためでございます。

続く2項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費の900万円の増額及び4目介護予防住宅改修費の140万円の増額及び5目介護予防サービス計画給付費の176万5,000円の増額につきましては、今年度総合事業への移行の年であり、当初予算では低く見込んでいましたが、本年4月から9月までの給付費の推計では不足が見込まれるためのものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第16 議案第84号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第16、議案第84号、平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) それでは、議案書の68ページをごらんください。

議案第84号、平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,241万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の73ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

3款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で310万5,000円の減額補正でございます。

また、4款繰越金、1項1目繰越金で前年度繰越金57万円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

続きまして、74ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で282万1,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、4節教材費、社会保険料負担金で1万4,000円、7節賃金の臨時雇用賃金で70万5,000円、11節需用費の修繕料といたしまして遊具やエアコン、浄化槽修繕で200万円、それぞれ増額補正するものでございます。そして、13節委託料、施設清掃委託料で554万円の減額補正でございます。施設清掃委託料は当初予算で650万円でしたが、96万円で委託できましたので差額の減額でございます。

次に、2款諸支出金、1項1目財政調整基金費で25節財政調整基金積立金28万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、繰越金の2分の1を下回らない額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第84号、平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第17 議案第85号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第18 議案第86号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第19 議案第87号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第17、議案第85号、平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第86号、平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第19、議案第87号、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

（水道課長 山本訓永君 登壇）

○水道課長（山本訓永君） それでは、議案書76ページをお開きください。

議案第85号、平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,170万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

81ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金45万2,000円の増額補正でございます。歳入歳出調整に伴う補正でございます。

5款繰越金、1項1目繰越金51万9,000円の増額補正でございます。平成28年度からの繰越金の額の確定に伴う補正でございます。

82ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 項 1 目一般管理費 1 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。これは 1 3 節委託料において野上簡易水道と美里簡易水道の会計統合による電算システム改修委託料に係る補正を計上してございます。

続きまして、2 目作業費 8 5 万円の増額補正でございます。これにつきましては、台風 2 1 号により被災を受けました河南浄水場と梅本地区、中田地区また河北浄水場と山畑地区の水道施設の補修に係る修繕料と原材料費をそれぞれ 6 9 万円と 1 6 万円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが平成 2 9 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 8 4 ページをお開きください。

議案第 8 6 号、平成 2 9 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 2 9 年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

8 9 ページをお開きください。

歳入でございます。

4 款繰越金、1 項 1 目一般会計繰入金 3 3 万 3, 0 0 0 円の減額補正でございます。歳入歳出調整に伴う補正でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 5 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。平成 2 8 年度からの繰越金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、9 0 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 項 1 目一般管理費 1 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。これは 1 3 節委託料において野上簡易水道と美里簡易水道の会計統合による電算システム改

修委託料に係る補正を計上してございます。

以上、簡単ではございますが平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の92ページをお開きください。

議案第87号、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条、平成29年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条、平成29年度紀美野町上水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用1億815万4,000円。補正予定額ゼロ円。計1億815万4,000円。

第1項営業費用9,644万2,000円、補正予定額165万8,000円、計9,810万円。

第3項予備費221万3,000円、補正予定額165万8,000円の減額、計55万5,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費2,974万9,000円、補正予定額95万円、合計3,069万9,000円。

平成29年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

94ページをお開きください。

平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書でございませぬ。

収益的収入及び支出。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、既決予定額9,644万2,000円を165万8,000円の増額補正でございます。

1目原水及び浄水費では、既決予定額1,955万5,000円を70万円の増額補正



でございます。これにつきましては、2節修繕費と9節材料費において台風21号襲来時に原水濁度の上昇に伴う導水施設とろ過施設の緊急対応に伴う費用を、それぞれ160万円と60万円を計上してございます。3節動力費においては、9月以降の電気料の法人特約割引による150万円の減額を行うものであります。

2目配水及び給水費では、既決予定額3,073万2,000円を95万円の増額補正でございます。これにつきましては、2節手当において台風21号襲来により断水に陥ったとき役場職員による2日間にわたる夜間の給水活動を行った際の時間外勤務手当を計上させていただいております。

4目業務及び総係費では、既決予定額2,224万2,000円を8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4節賃金において臨時職員の最低賃金が上がったことによるものでございます。

3項予備費既決予定額221万3,000円を165万8,000円減額し55万5,000円とするものでございます。

補正後の1款水道事業費用の額に変わりはありません。

続きまして、95ページをお開きください。

平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローを載せさせていただきます。これは今回の補正と前年度の決算を反映した表になってございます。原材料、商品またはサービスの購入による支出において、既決予定額4,785万7,000円を、予定支払額423万5,000円の増により、計5,209万2,000円とするものでございます。人件費の支出においては、既決予定額2,966万3,000円を予定支払額95万円の増により、計3,061万3,000円とするものでございます。営業収入においては、既決予定額1億360万2,000円を、予定収入額7万1,000円の増で、計1億367万3,000円とするものでございます。

以上により業務活動によるキャッシュ・フローは、既決予定額2,218万円を支払予定額511万4,000円の増額により、計1,706万6,000円とするものでございます。なお、資金残高は計2億5,529万4,000円となり、資金期末残高は計2億5,743万1,000円となります。

96ページと97ページには予定貸借対照表を載せてございます。後ほど御高覧賜り

たいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

- ◎日程第20 議案第56号 平成28年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第21 議案第57号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第22 議案第58号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第23 議案第59号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第24 議案第60号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第25 議案第61号 平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第26 議案第62号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第27 議案第63号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第28 議案第64号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第29 議案第65号 平成28年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議長（美野勝男君） 日程第20、議案第56号、平成28年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、議案第57号、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、議案第58号、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、議案第59号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、議案第60号、平成28年度紀美野町介護保険事業特別

会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、議案第61号、平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、議案第62号、平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、議案第63号、平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、議案第64号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第29、議案第65号、平成28年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上10件を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長の審査、経過、結果の報告を願います。

平成28年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、田代哲郎君。

(決算審査特別委員長 田代哲郎君 登壇)

○決算審査特別委員長（田代哲郎君） 平成28年度決算審査特別委員会委員長報告を行います。

さきの定例会における9月12日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第56号から議案第65号までの平成28年度決算関係10議案につきまして、去る10月4日、13日の2日間にわたり慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第55号、平成28年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入において町税や滞納繰越分の不納欠損、町営住宅使用料などの収入未済額についての質疑で、対応や滞納処分や収入未済に至った理由について説明がありました。特に町営住宅使用料の滞納繰越分についての取り組みについては、長引く不景気のもとで入居者においても日常の生活が厳しく、その結果、滞納につながっているものと考えている。まちとしては、督促状発行のほか、来庁要請、電話連絡、夜間訪問により、また保証人へ相談するなど、滞納の回収に努めているとのことでした。

続いて歳出に移ります。

まず、総務費です。宿日直業務委託料の増額した理由、男女共同参画基本計画改定業務の委託先、かじか荘の改修工事内容について長期総合計画策定業務委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料の委託差金、電子計算費で通信費の増額理由などについて質疑がありました。

宿日直業務委託料が大幅にふえている理由について、28年度からは富士警備保障に宿直を委託していること。男女共同参画基本計画の改定業務委託料の委託先はプロポーザル方式でいろんな業者からの提案を得て業者を決定したこと。電子計算費の通信費が大幅に上がったのは、サーバーは庁舎内に置かず、関東のほうに置いてクラウドシステムを利用していること。かじか荘改修工事の内容は、電動オペレーターの修繕工事などのことでした。

コミュニティバス運行で、今のこの状況で小川線だけが乗車人員がふえている理由について質疑があり、小川線がふえている要因は、小川小学校の通学として児童が利用しているためとのことでした。

例年のように県防衛協会1万5,000円が支出されているが、そろそろこの支出について検討する考えはないかとの質疑がありました。自衛隊を含め防衛協会の活動の一助になればという意味合いもあって、現時点で考え直す考えはないとの答弁でした。

次に民生費です。

高齢者の生きがい活動を目的とした地域サロン補助金が下がっている理由について質疑があり、平成27年度は地方創生の前倒し事業ということで、1サロン2万円の備品を配付したことに伴うとのことでした。

介護ロボット導入支援事業補助金の成果と介護ロボットとはについて質疑があり、介護ロボットの普及により働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保と介護ロボット等を活用した高齢者の見守り支援の実施により、介護離職を防止する目的でモバイルスーツの購入や見守りの緊急呼び出しコール等の施設整備は行われているとのことでした。

庁舎改修、社会福祉協議会補助金で、自家用有償運送事業の運用の状況や利用状況については、保育所費で臨時雇用の不用額についての質疑があり、自家用運送事業は平成28年登録は35人、延べ利用687人ということ。

保育所費の賃金の不用額について、雇用する予定で募集してもなかなか来てもらえない状況で、期間が短くなってしまったということでした。

次は衛生費です。

予防接種費助成金の不用額についての質疑があり、町民インフルエンザの予防接種の助成は28年度から始めており、子供のインフルエンザ助成は新規事業なので十分な予算を置いていたが不用額が多くなってしまったとのことでした。

次に、農林水産業費です。町農業農産物加工グループ補助金に関して、例えば販路の開拓など活動の幅を広げるようなサポートについての考えや、農業担い手育成委託料に関する具体的な研修内容、青年就農給付金事業で就農者がふえた要因について質疑がありました。

加工所の施設の整備の充実、仕事しやすい労働環境条件について、今後も支援していきたいし、販路拡大については機会を通じてPRをしていきたい。

農業担い手育成委託については、花木で2名研修を受け、もう一人は果樹と槇のほうで研修を受けている。青年就業給付金事業の関係でふえた要因について、昨年度新規就農した方1組、Iターンで来てくれて後日就農したので、その分が増となったとのことでした。

農家民泊推進事業補助金に関して、農家民泊を利用したツアーを行う団体に対して、どのようなツアーで何団体に支給されたのか説明がないが、今後は成果説明書で詳細な説明が必要であるとの質疑に、今後はもっと詳しく書くよう改善していくとのことでした。

次は、商工費です。

紀美野町商業協同組合補助金に関して、プレミアム商品券への補助商品券を買っても町内で使える店が少ないのではということ、そうした声について担当課は具体的に把握しているのかとの質疑に対し、毎年10月くらいに販売するが、すぐに売り切れてしまう傾向で、店舗も65店参加しているし、商工会も相談して拡大に努めていきたいとのことでした。

次に、土木費です。

中小河川の小規模河川の改修工事で、長谷川、柴目川が完成するのはいつごろになるのかと、町営住宅長寿化改修工事で具体的な工事内容について質疑がありました。小規模河川の改修工事は、あと4年弱見てもらいたいということで、公営住宅等長寿化計画については、下佐々第8団地の外壁改修、クラック補修、塗装等及び屋上防水等の工事を行ったとのことでした。

次は消防費です。

救急搬送では過疎地域の消防としてかなりの不利な条件で活動しているので、救急搬送中に先々を読むアセスメントの技能が問われるが、この点についてどんな配慮をしているのかとの質疑があり、高度な救急に関する医療知識を身につけることが適切な判断につながると考えており、救急隊員の資質の向上を図るべくいろいろな研修の機会に知

識、技能の向上を図っているとのことでした。

次に、教育費です。

扶助費の就学援助費が小学校、中学校で少し下がっていく要因についてと、天文台での催しが多く、少ない職員なので、研修活動に支障がないのか質疑がありました。就学援助の人数は若干減っているが、割合としては同じであり、対象となる子供が減っているから数字が減っているとのことでした。天文台は職員が現在2名、臨時雇用が6名近くおり、天文というものを身近に感じていただきたいというのを主にやっている。研究は国立天文台等と連携して運営している状況だとのことでした。

また、みさとホールを活用したまちづくりプロジェクト活動では、関西の大学とか音楽関係のサークルへ職員が出向いて、学生とかサークルに合宿をして、町内の宿泊施設へ泊まってもらって、文化センターを使ってもらうような合宿をしてもらうよう働きかけているとのことでした。

コミュニティ助成事業費補助金は、ふれあいマラソン大会実行委員会のテント購入の補助ということで、テントを購入したとのことでした。

以上のように審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第56号の決算内容について賛成多数で認定すべきと決しました。

次に、特別会計及び事業会計の議案第57号から65号について審査をいたしました。その経過及び結果について、主なもののみ報告します。

議案第57号、紀美野町国民健康保険事業特別会計では、被保険者数が減っても国保税収がさほど減らない要因について、税率が具体的に全体的に上がったものとのことでした。一般会計からの繰入金で法定外繰り入れが幾らなのかという質疑に、1億2,505万6,000円とのことでした。

また、保険給付費が費用額でも件数でも減っている要因について質疑がありました。特定検診受診や保健指導により疾病予防の早期受診による重症化予防につながり、医療費の抑制には十分つながっているとのことでした。

議案第58号、紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計で、長谷毛原診療所と国吉診療所で患者数がふえている要因について、昨年度は少し減っていたが若干もとに戻って、後期高齢者の方が若干ふえてきたためだとのことでした。

また、患者数も診療収入もかなり下がっている中、厳しい財政事情を打開するのにどういう方向に進めていく考えなのかという質疑に、地域の方々の意見を今後伺った上で

の具体的な判断になると思っているが、ただいまの段階ですぐに閉めるということはないとのことでした。

議案第59号、紀美野町後期高齢者医療特別会計で、被保険者数が少し減ったのに医療費がふえた理由について、前期から後期に行く方が後期に移っても10年ぐらいは大きな病気をされる方もいるので、医療費もふえていくとのことでした。

次に、議案第60号、紀美野町介護保険事業特別会計で、第1号被保険者がほとんどふえていないか横ばいの状態なのに、介護保険料が少しずつふえていく傾向について、保険料の安い所得の低い被保険者が減って、保険料が基準値よりも高い被保険者がふえた結果としてのことでした。

保険給付費が減ったことと認定者数が少し減ったことのかかわりについて、これは給付を抑制したことに大きな影響があると理解しているとのことでした。

次に、議案第61号、平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計で、入場者収益が年々減っており、マイナスがふえてくることによって、今後、ふれあい公園の事業をどう考えているのかとの質疑について、魅力ある施設にするために、パークゴルフ場の整備など施設の充実を図り、今後もその利用増につながるよう取り組みを検討していきたいとのことでした。

議案第63号 紀美野町野上簡易水道事業特別会計で、使用料で過年度分の徴収率が9.87%と前年度より5ポイントも低くなっているその理由についての質疑と、水道料の未収金について、徴収体制の強化をどのように図るのかとの質疑に、今年度からは督促状の送付と電話による折衝に加え、戸別訪問による折衝を行い、徴収率を上げていきたいとのことでした。徴収体制としては、職員全員で行っており、無駄に滞納額がふえるのを抑えていきたいとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第57号から議案第65号の各会計の決算内容は認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(決算審査特別委員長 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） これから議案第56号から議案第65号まで委員長に対する一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは、反対討論を行ってまいりたいと思います。この件につきましては、当初予算のときにも申し上げました。町民の福祉という点については、いろいろと1年間やってこられてきていると、これについては大いに評価しているところでもあります。ところが、この中で若干気になるところがあるわけでもあります。

1つはマイナンバーの問題であります。これについては、この間に実施している中でプライバシーが出てしまったとか、そういうふうな問題も起こってきています。現在の政権の中で、新たに総務大臣ほうでこれを進めていくということでございますけれども、この十分なセキュリティについてがやっていると、そういう点もあつたりする中で、これは見逃せないというところでもあります。

また、自衛官の募集の問題であります。そして、支出での県防衛協会への支出であります。自衛官募集の事務の委託金の収入と、それから県防衛協会への支出であります。この間に私たちが心配していたとおり、国のほうでは内閣だけでこの憲法を勝手に変えると、そういう中で外国へ行ってはならないと。これは現在の憲法の中で、9条の2項の中にありますよね、1項の中では武力をもって国のいろんな問題点についてはやってはならないと、こうなっておりますけれども、それが出ていってもよいというふうな、内閣の中だけで判断が変えられて、そして具体的にはその法律がつくられ、南スーダンへの自衛隊の派遣がされました。この派遣はそれまでの派遣と違って、いざとなれば駆けつけ警護等の活動が位置づけられました。その結果、青森の部隊から送られたということでもありますけれども、自衛隊員の府県も含めて反対の運動が起こったと。その中で、また実際にこの南スーダンでは武力活動があったということで等々、わずか数カ月で帰すということに至ったわけでございますけれども、現在の状況の中で、今後どうなっていくかという問題があります。

また、今、安倍首相はこの憲法を変えると、こういうふうに言っているわけですが、その法律だけじゃなくって、さらに憲法も変えて、自衛隊を外国で活動できると、そういうふうなことにする目的のようでもあります。

私たちは、自衛隊員というのは、よく町長も申されるように、いろんな災害が起これ



ば、それに対して災害復旧のために懸命に頑張ると、こういう姿を私たちもテレビ等で見て、頭にはあります。それが本来の自衛隊の姿であってほしい、外国でもって戦闘行為をする姿なんて見たくありません。また、私たちは執行部も含めて憲法を守らなければならない遵守義務があるんですね。それに対して防衛協会は憲法を変えようという、そういうことをやろうとしている団体であります。そののところに問題があるというふうに思います。そういうふうなことからですね。

○議長（美野勝男君） 美濃良和議員、端的に願います。

○11番（美濃良和君） そういうことで、大体多くの点では非常に町民の福祉のために頑張っていただいていることでもありますけれども、今申しました点から、現決算に対して反対せざるを得ないということで反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

9番、伊都堅仁君。

（9番 伊都堅仁君 登壇）

○9番（伊都堅仁君） 先ほどの反対討論で、マイナンバー制度のセキュリティ、要するにシステム改修について反対の話がありましたけども、例年のようにこれシステム改修の予算が計上されてるんですけども、私も機械にあんまり強くないのでよくわからなかったんですけども、担当者の話を聞いてみると、システムをスムーズに運営するための予算であったり、またセキュリティを高めるための予算であるように話を聞きました。共産党の反対の理由が、要するにマイナンバーの導入によって情報が漏れるというようなセキュリティの問題を一番の反対の理由にされているように思いますけども、なぜそのセキュリティを高める予算にまで反対するのかと。ちょっと根拠としては薄いのではないかなというふうに思います。

もう一つ、防衛協会の問題ですけども、我々が支出しているのは、あくまでも県の防衛協会に対してのものであって、なおかつ積極的に支出しているのではなくて、あくまでもつき合いというか、ごく一番最低限の支出をしているということであって、容認される範囲であろうというふうに私は思います。

また、予算全体の問題ですけども、歳入の面で町税また固定資産税の問題でも非常に高い徴収率を上げてますし、それも年々上がっているという状態ですから、職員がそれなりの努力をされているんだろうというふうに思います。また、支出の面でも、剰余金

が5億何千万円か出ておりますけども、それだけ職員が無駄を省いて心がけて運営をしていただいている結果であるというふうに考えております。予算全体を見ても、非常に公平に分配されていると思いますし、どこへ出しても立派な決算であるというふうに思います。なぜそれに反対するのかがちょっとわからないような形でございます。ということで賛成討論といたします。

(9番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第57号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

議案第57号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第58号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

議案第58号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第59号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この後期高齢者の問題について、75歳以前以後の線引きですね、これは世界的にもこのようなことで線を引っ張って分けるようなところはないんですよ。これについては当初予算でも田代議員のほうから反対についての討論もされておりますけれども、75歳以上というのは当然高齢者ですから、この方たちが体も使ってきてるということについて、非常に無理がきてる。またそれに伴って病気も多くなっている。ここで分けるということについては、やはり医療費、この保険料の問題についても今後に影響が出てくるというふうに思われます。そういうふうに、何でこの75歳以上から分けるのか。本来ならばこの問題については、全ての国民は1つの保険会計でやっていくべきであるというふうに思います。また、今後、医療費の問題等についても、もう少し国のほうの考え方、予算についての執行も考えていただきたい、そういうふうなことでわざわざ分けたことについて、この59号、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算について反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第60号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第61号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

議案第61号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

議案第63号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。  
これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

議案第64号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第65号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

議案第65号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長(美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午前11時58分)